

平成23年12月9日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成23年11月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）に該当する事象の平成23年11月分として下記のとおり連絡があった。

記

志賀原子力発電所1号機 高圧炉心スプレイディーゼル発電機の
制御盤内のケーブル損傷について

定期検査中の志賀原子力発電所1号機の高圧炉心スプレイディーゼル発電機の点検作業において、回路試験を実施したところ、警報が発生した。現場を調査したところ、同発電機の制御盤内にこげ痕があり、ケーブルが損傷していた。原因を調査した結果、始動用電磁弁端子箱内でのケーブル取付け作業において、ケーブルの取回しに不備があったため、短絡（ショート）が発生したものの。

北陸電力では、今後、ケーブル取付けの際はチェックシートでケーブルの取回しの確認を行うこととしている。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP

<http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

原子力安全対策室
県庁内線 4232
直 通 076(225)1465